

次のとおり条件付一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

令和 8 年 3 月 31 日

夕張市長 厚 谷 司

## 1. 入札に関する事項

### (1) 契約の名称

夕張市葬斎苑火葬炉整備工事 (1 号炉)

### (2) 仕様書

別紙仕様書のとおり

### (3) 履行場所

夕張市葬斎苑 (夕張市清水沢 1 丁目)

### (4) 業務概要

夕張市葬斎苑に設置されている 1 号燃焼炉の整備を行うもの

- ① 1 号再燃焼炉煉瓦積替
- ② 1 号主燃焼炉耐火物積替

### (5) 業務期間

契約締結日～令和 8 年 11 月 30 日

## 2. 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 夕張市における一般競争入札の参加資格 (タイル・レンガ・ブロック) を有すること。
- (2) 夕張市が行う競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 夕張市契約規則 (昭和 39 年規則第 9 号。以下「規則」という。) 第 2 条に規定する名簿に登録されている者であること。
- (4) 資格審査の申請をする日の直近 2 年間の間に、国 (公社、公団を含む。) 又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績がある者であること。
- (6) 夕張市暴力団排除条例 (平成 24 年条例第 12 号) 第 2 条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団関係事業者 (以下「暴力団関係事業者等」という。) でないこと。
- (7) 暴力団関係事業者等であることにより、競争入札への参加を排除されていないこと。

## 3. 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからエまでに定めるところにより、上記「入札に参加する者に必要な資格」の (4) に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

### ア 申請の時期

令和 8 年 3 月 26 日 (木) から令和 8 年 4 月 6 日 (月) まで

### イ 申請の方法

別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

〒 068-0492 夕張市本町4丁目2番地 夕張市役所市民課環境生活係

エ 申請書類の提出方法

直接持参に限る。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4. 契約条項を示す場所

夕張市本町4丁目2番地 夕張市役所市民課環境生活係

#### 5. 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 夕張市本町4丁目2番地 夕張市役所 4階 第1会議室

(2) 入札日時 令和8年4月14日(火) 午前11時

(3) 開札場所 (1)と同じ

(4) 開札日時 (2)と同じ

(5) その他 「条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

#### 6. 入札保証金

2. 入札に参加する者に必要な資格 (4) により免除

#### 7. 契約保証金

2. 入札に参加する者に必要な資格 (4) により免除

#### 8. 送付による入札の可否

否

#### 9. 契約書作成の要否

要

#### 10. その他

(1) 最低制限価格

この入札は、政令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定していない。

(2) 予定価格の公表

予定価格は公表しない。

(3) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、規則第11条に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

入札書記載の入札価格(税抜)が最低の者(有効な入札に限る。)を落札者とする。

(5) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分

の100に相当する金額を入札書に記載すること。(税抜価格)

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 夕張市役所市民課

イ 所在地 〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地

(7) 前金払

前金払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札結果の公表

入札結果は、公表する。

(12) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保障制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を夕張市に提出し、市が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、夕張市が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

このほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。